

八街市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市の地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、地域住民及び専門家等の意見を十分反映させるため、八街市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が策定する計画案等に対し、自らも地域福祉の活動主体であることを自覚した上で、本市の地域福祉における目指すべき方向性及び施策内容等について、市民目線の意見を取りまとめ、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、委員会の会議の招集に代えて、書面により委員の意見を求めることができる。

2 委員長は、前項の規定による会議の結果を書面により委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。